

ネットワークでの表現の自由と プライバシー

江口聡

2003年

コンピュータネットワークは、我々のコミュニケーションの速度と範囲を飛躍的に高め、表現の可能性を広げている。我々は電子メールやWWWに代表される技術によって、ほとんどコストをかけることなく、大量の情報や意見を交換し、公けにできるようになった。ネットワークは我々の能力を拡大することによって、「表現の自由」と情報利用の領域を大きく広げたと言える。

しかしこれらの技術は同時に、さまざまな新しい倫理的問題を引きおこしている。情報技術によって我々のプライバシーは危険にさらされていると言われる。また、ネットワークでは、ポルノや薬物に関するような「有害」と呼ばれる情報さえ、簡単にほぼ匿名で流通させることができる。他人に関する悪意ある情報や意見を流すこともできれば、意図せず他人のプライバシーを暴露してしまうこともありうる。

そこで、ここでは、ネットワークのなかでの表現の自由とプライバシーに関する倫理的問題を概観することにしよう。

1 表現の自由

我々の表現は自由であるべきであり、また、検閲は避けられるべきだということ否定する人はほとんどいない。

1789年のフランス人権宣言はすでに、「思想および意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである」とした。その後、人類は全体主義的・権威主義的国家によるいくつもの大きな不幸を経験した。なおのこと国家が個人や団体の思想・言論の自由を規制することに慎重になり、表現の自由は、基本的権利のなかでも特別に重要であると見なされるようになった。日本国憲法第21条では「集会、結社及び出版その他一切の表現の自由はこれを保証する」と明記される基本的人権とされ、これが非常に重要な権利であることはほとんど誰もが認めている。

しかしながら、インターネットの普及によって、市民一人一人が費用をほとんどかけずに公開することが可能になった現代では、表現の自由の限

界を確かめねばならない問題が生じているのである。まずは、ここでは性表現について見てみることにしよう。

1.1 表現の自由の限界

新聞雑誌等で報道されているように、インターネット上では、画像や動画などの形で、さまざまな情報を流通させることが可能である。それらの情報の中には、多数の露骨な性表現が流通しており、ネットワークに接続した誰もがそれを見ることができる。今ではネットワーク人口の大きな部分を青少年が占めており、このような現状に対して危惧を抱く人々がいる。ネットワークによる性表現や、ネットワークを通じた CD-ROM の売買などによって人々が検挙される事件が数多く起こっている。

インターネットの発祥の地であり、利用が最も進んでいる米国では、憲法修正第一条によって、「表現の自由」が非常に強力に保護されている。米国では、法によって禁じられる猥褻物 obscene material とは、単に性的に露骨 explicit であるだけでなく、それが「地域共同体州の一般的な標準を受け入れる人にとって、好色 prurient な興味を訴える」ものでなければならないとされている。通常「ハードコア」と呼ばれる画像等も、米国では規制の対象である「猥褻物」とはされない。「猥褻」の規制の対象は、児童ポルノや暴力を伴ったものなど、限られた範囲にとどまっている。

しかし、1990 年代半ば、インターネットでの性表現の現状が報告した雑誌 Time の“Cyberporn”と題した特集をきっかけに、特に子どもへの悪影響が多くの人々によって懸念された。これらのサイバーポルノは従来の猥褻物としては規制できないため、議員らによって CDA (The Communication Decency Act) と呼ばれる法案が連邦議会に提出された。これは、上で述べた意味での猥褻な表現のみならず、ネットワーク等における「下品 indecent」な表現を規制しようとしたものであったが、多くの個人・団体の反対に会い、最終的に、表現の自由を定めた憲法修正 1 条に違反するという判決が下された。しかしその後も、議会は COPA (the Child Online Protection Act) 等の規制法案を提出している。

日本の法律では、猥褻物は、羞恥心を害すること、性欲の興奮・刺激を来すこと、善良な性的道義観念に反する」とものとされ、一定の条件のもとでその規制が認められている。映倫などによる「自主規制」や、青少年保護条例による規制も存在する。一方で、より自由な性表現を求める声や、権力による表現の規制に対する反対意見も存在する。以前から、性表現の規制の根拠とされる刑法 175 条を違憲と見なす法律家も存在していた。ネットワークにおける性表現の問題が、世界的に表現の自由の限界についての議論のきっかけとなったのである。

性表現の他にも、ネットワーク上の表現の自由に関わる問題は数多い。爆弾の作成や薬物犯罪などを教唆する情報もネットワークには多く流通しており、

ネットワークを持ちいた名誉毀損も頻繁に生じている。人種や心身の障害や出身地を差別する発言や、ナチスのユダヤ人虐殺はなかったなどといった極右思想の表現も問題とされ、ドイツ・フランス等では禁止されている。いわゆる SPAM と呼ばれる商業用のメールをもらったことがある人は少なくないだろう。これは、ポルノサイトの宣伝やネズミ講まがいのメールが無差別に送付するものであり、一般の利用者にとって迷惑である。しかし一方、これらは「言論の自由」の対象なのであるから、あくまで規制は許されないと主張する人々もいる。

このように、まずは性表現の問題をきっかけとして、インターネット時代の自由の範囲を今一度考察される必要が生じてきたのである。

1.2 表現の自由の擁護

では、ここで、なぜ表現の自由が重要なのかを押えておくことにしよう。なぜ誤った意見や不正な意見、あるいは道徳的に望ましくないと思われる意見の表現まで保護する必要があるのだろうか。この文脈で、もっとも有力だと見なされているのが、19 世紀半ばに、イギリスの哲学者ジョン・スチュワート・ミルが『自由論』で提出した議論である。彼は、人々の幸福を最大化することが正しいとする功利主義の観点から、言論の自由を認めることの必要性を次のように論じている。

まず、(1) もしある意見が間違っているように見えても、我々は無謬ではないので、ことによればその意見は正しいかもしれない。(2) 我々が手に入れている真理は完全ではなく、また間違っているように見える意見もいくらかの真理を含んでいることがあるので、そのような意見もまた真理の部分的な補足を可能にする。(3) 自由な討論が行なわれなければ、正しい意見もその合理的な根拠が十分理解されるには至らず、結局は偏見に類したものとしか信じられないようになる。(4) 自由な討論によって絶えずその真理性を吟味されなければ、いかなる教説も人格と行為に与える重要な効力を失なう。なぜなら、それが本当に真理かどうかを考える必要がなくなってしまうからである。(『自由論』第 3 章)

また、ミルによれば、よき生活を送るためには、さまざまな信念やライフスタイルを、自分自身でよく考え合理的に選択しなければならない。というのは、よい生活を送るための認識力、判断力、精神活動、倫理的観点といった人間の能力は、選択という行為を通してのみ訓練され、発展させることができるからである。もし信念やライフスタイルを自分の判断によって自由に選択し、それを自分の人生において試すことがなければ、我々は「習慣の専制」に支配され、ひいてはよき人生を送り幸福を獲得することができなくなってしまう。

つまり、間違っているように見える意見も、全体としてみれば真理の獲得に役立ち、結果的に社会全体の幸福に貢献することになるとされるのである。

さらに、政府等の権威が表現の内容規制にのりだした場合、表現者たちは法的な制裁を恐れ表現を自粛してしまうだろう。その結果、例えば性に関する自由な意見交換がはばまれてしまうことが恐れられる。ミルは次のように言う。「政府の予防権能は、その処罰権能以上にいっそう濫用されて自由を侵害しがちである (325)」

ただし、表現の自由の権利は、他の人の権利を侵害したり、他の価値と衝突するのだから、表現の自由は無制限のものではありえない。いる。誹謗中傷や名誉棄損、罵倒、あるいは故意による虚偽の情報を流すことなどは、十分制限される理由がある。ミル自身、例えばある発言が暴動を引き起こす見込みがあるのならば、それは規制されるべきだと述べている。つまり、表現の自由は、それが及ぼすかもしれない危害と比較考量されるべきなのである。

そこで問題は、上で挙げたようなポルノや差別発言が危害をもたらすのかどうか、ということになる。ここで難しいのが、ポルノや差別発言はたしかに人々に不快をもたらすことがあるが、それが例えば暴力のように直接の被害をもたらすのかどうかである。少なくとも、どのような性表現に不快を感じるかは、個々人の感受性に依存する。露骨な性表現や汚ない言葉に不快を感じないひともいれば、堪えがたく感じるひともいるだろう。

これに類似した点について、ミルは次のように述べている。「直接には行為者自身にしか害を与えないために、法的に禁止されるべきではないが、公衆の面前で行なわれると良風美俗の壊乱となり、したがって他人に対する犯罪の範疇に入るために、当然禁止されてよい行為が数多くある。…それ自体はなんら非難されるべきではなく、また非難されるべきものとも考えられていない多くの行為の場合にも、公衆の面前で行なわれることに対しては、同様に強い反対がなされるのである。」このような文脈では、ミルは、他人の目に触れることによる不快感情をも考慮に入れるべきであると主張しているように思われる。

さらに、すべての意見や情報が、それを求める誰にでも提供されるべきだろうか。特に、ネットワーク上で増加しつつある影響を受けやすい若年層に対して、性道德のような一般的な社会的規範に反した情報を与えるべきであるかは難しい。性道德について言えば、我々の人格と生活に対する性の担う役割は非常に大きい。また我々の多くは、若年層がある性的な規範 — 例えば、他者を性的な道具としてではなく、尊厳をもった人格として扱う — を抱くよう注意深く育成されることを望んでいる。したがって、インターネットでの表現の自由をなんらかの形で規制しようという動きは、特に青少年への影響に対する親たちの懸念を考えれば無理もない。我々は自分の属する共同体の価値を尊重したいと考えており、子どもたちを共同体の価値にそぐわない表現から守ろうとすることには一定の理解を与えねばならないだろう。

もしミルの自由主義的立場が正しいとしても、それは一定の判断力を備えた人々の自由であり、まだ判断力が未熟な人々を保護する必要はミルもまた

認めるだろう。

しかし一方、我々は表現の自由を政治的に非常に重要であると見なしている。ある種の表現を大きな権力が中央集権的にコントロールすることに危惧を唱える人々も少なくない。先に挙げたミルの議論が正しければ、我々は国家による言論のコントロールが少ない方がよりよい社会であると言えるだろう。したがって、問題は、政府などがインターネットを規制・管理すべきなのだろうか、あるいはより中央集権的でない形で分散管理されるべきなのかということになる。

技術的な問題として、インターネットは国籍を越えたネットワークであり、その表現を、一国の法や政策によって制限することは非常に困難である。もともとインターネットが分散的に開発管理されて、また現在もそうされているという歴史的経緯をふまえれば、より分散的なボトムアップによる解決が望まれていると言える。

1.3 フィルタリングとその問題点

したがって、ネットワークでの表現の制限は、送り手を権力によって規制するのではなく、むしろ受け手の側で情報を選択する方向が望ましいと考える人々が少なくない。対応は親や教師による自主的なフィルタリングへと移行しようとしている。WWW ブラウザや通信回線に、一定の WWW サイトをブロックするしかけを設け、子どもたちが見ることのできないようにしようというのである。例えば、SurfWatch というソフトウェアは、Web サイトのアドレスを、ポルノを含むと知られているサイトのリストと比較し、もし一致すれば、そのサイトへのアクセスをブロックする。

このような仕組みを用いた場合の一つの問題は、おそらくあまりにも多くの Web サイトが排除したい情報を含んでおり、リストが膨大なものになってしまうことがあげられる。逆に、リストに乗っているもののみから情報を入力するとしても、またしても Web サイトの数は膨大となるため、どちらにしても問題の解決は困難であろう。また、Web 以外のインターネット・アプリケーション、たとえば Net News 等には利用できないことも問題である。

しかし、もっと倫理的な問題としては、このようなフィルタリングソフトウェアは、本人や親や教師たちが意図せずして、ある特定の規範を押しつけてしまう可能性があることが指摘される。たとえば、性的な単語をキーワードにして排除リストを作成した場合、猥褻な意図なく、エイズや同性愛、あるいは性教育や性道徳などを議論している Web サイトも、他の単なるポルノサイトと同じようにブロックされてしまうかもしれない。そして、この種のソフトウェアの多くは、「ブラックリスト」に何が掲載されているかを公開しない(もしそうすれば、それが関心を呼んでしまう)ために、管理される利用者も、管理者自身も知ることができなくなってしまうのである。また、表

現者の側にブラックリストに掲載したことを通知することもないため、自分が公開しているサイトがリストに載せられていることを知らずにいることもある。

このような問題を軽減するため、より最近、Webに関する規格等を取決める団体 W3C (World Wide Web Consortium) によって提唱されている PICS (Platform for Internet Content Selection) などの自主的レーティング・システムが提案され、一部実用化されている。これは、上にあげた SurfWatch のように、第三者が独占的にリストを作成するのではなく、Web コンテンツの作成者自身も自分たちのコンテンツに、あらかじめ定められた数種のラベルを添付することができる。情報の受け手の管理者あるいは利用者は、作成者のラベルを用いることも、第三者によるラベルを用いることもできる。このような多元的な評価によって、より洗練され、より自発的な Web サイトのレーティングを行なおうとするものである。

しかし、これもまた、大きな議論を生んでいる。一方では、一企業や政府の手による規制に比べて、このシステムはより民主的で多元的な価値観を反映するものだという賛成論が存在する。しかし他方では、このようなシステムは結局はインターネットを巨大な検閲機関にしてしまうという反論がある。というのは、このようなレーティング評価は大きな労力を必要とするので、結局はほんの少数のシステムしか十分に機能しないだろうし、結局は少数の企業が、法による規制の外で、表現を規制することになってしまうからである。また、この問題がなんらかのしかたで解決されたとしても、多数のレーティング機関によるラベルづけは、単なるカオスを生みだすにすぎないのではないかと、ラベルづけ機関そのものに対するなんらかの規制やルールづくりを行なうべきかどうか、などというやっかいな問題が生じてしまうのである。

2 プライバシー

では次に、ネットワークでのプライバシーの問題を見てみることにしよう。

2.1 「プライバシー」の重要性

まず、一般に使われる「プライバシー」という言葉は、非常に広く、また曖昧な概念であることに注意しよう。もっとも有名なプライバシーの定義は、1890年のワレンとブランドイスの有名な論文「プライバシーの権利 The Right to Privacy」で提唱された「一人にしておいてもらう権利 the right to be let alone」としてのプライバシー権である。しかし、この定義は現在では曖昧で不十分だとされている。実際、我々は「自分の部屋に勝手に入れたくない」「手紙や日記を読まれたくない」「過去のことを詮策されたくない」「いま何を

しているか他人に知られたくない」「裸でいるところを見られたくない」「一人ぼっちになりたい」など、さまざまな場合に、プライバシーという言葉思い浮かべる。これらの状況の多様性は、プライバシーという概念の広さと多様性を示しており、この言葉の厳密な定義は難しい。まず、「プライバシー」とされる領域を分析してみよう。

プライバシーと呼ばれる領域には、まず第一に、内面的な思考や感情がある。我々は内心のことがらを他人に打ち明けたくないことがあり、それを詮索する人々を迷惑であると思うことがある。第二に、恋愛関係や友人関係は基本的に私的事柄であり、当人たちが他に知られることを望んでいなければ、それを赤の他人が詮索したり、みだりに公けにすることは望ましくないと思われる。第三に、健康状態や経済状態などの個人情報、医者や債権者など、それに関わることが正当とみなされる人々以外には知られるべきでないと考えられている。仮に、それを誰かに知られたとしても実害はないと思われる場合でも、私は誰が誰がそれを知るかを自分でコントロールしたいと思うだろう。また第四に、我々は自分の部屋や自分の机など、一人になる私的な物理的空間が必要である。第五に、我々は誰かに監視されていることを好まない。もちろん、ほかにも我々の「プライバシー」の概念に関わる状況は様々あるだろうし、何をパブリックに、何をプライベートにしようとするかは文化や教育や環境によって変わるだろう。

そこで、定義の問題を先のばしにして、このような私的な領域・個人的な情報はなぜ我々にとって重要なのかを考えてみよう。

まず、プライバシーは他人との競争のために重要である。もし他人に自分の考えや策略を知られてしまえば、社会での競争において不利になることはまちがいない。また、医療情報が知られることによって、生活が脅かされることがある。性病やアルコール依存症の病歴が知られれば、結婚生活が破綻したり、職を失なう結果になることが考えられる。また、さまざまな偏見が存在する現実の社会では、そのような偏見にさらされないために他人に知られたくないことも多い。出身地や性的な嗜好が就職には無関係であるとしても、現実にはそのために就職において差別されてしまうかもしれない。また、プライバシーはなにより安全のために重要である。たとえば女性の住所氏名等が犯罪者たちの手に渡れば、格好の標的になりうる。プライバシーが持つこのような直接の利害は、わかりやすいものだと言えるだろう。

しかし、単にこのような直接の利害だけを見たのでは、プライバシーの重要性を十分説明したことにはならない。例えば、先のメールの盗み読みという危険について、そのような行為をしている人々が「私は単に読んでいだけで、それをなにか利用したり、本人に危害を加えよとは思わないのだから問題がないだろう」と主張することを考えてみよう。

ジェームズ・レイマンによれば、プライバシーは二通りの意味で個人の自由のために必要である。もしプライバシーがなければ、我々は他人から行動

をコントロールされやすくなる。もしどんな政治的立場をとっておりどんな宗教を信じているかなどの情報が、自分の意に反してなんらかの権力を持つ人々の手に渡れば、その情報は報酬や職業等を剥奪するため、あるいは生命保険の加入や職場での昇任のさまたげに使われるかもしれない。このような意味で、プライバシーは我々の自由と自律のために必要である。

また、我々は、他人から見られていることを意識することによって行動を変えるものである。もし誰かが自分を見ているということを意識すれば、我々は自由に自分の行動を計画したり、実行したりすることができなくなることがしばしばである。もし電子メールが誰かに覗かれていることを意識すれば、我々は本当に言いたいことを相手に伝えることができなくなるだろう。

また、チャールズ・フリードやジェームズ・レイチェルスは、プライバシーは人間関係を保つ上で重要であるとする。フリードによれば、我々のよき生活のためには恋愛関係や友人関係などの親密さと信頼によって結びついた関係が必要であるが、そのためには、内心の事柄の排他的な共有を可能にするプライバシーが必要である。またレイチェルスはこれに加えて、我々は、自分と、親友、上司、部下、配偶者などの様々な人間関係を維持するために必要である。我々は人間関係に応じて態度を変え、またそれは生活の上で必要なことであるが、もし皆が私について同じことを知っているならば、このような人間関係の多様性が維持できないと言う。

このような議論のなかで、「プライバシーの権利」は、単に「一人にしておいてもらう権利」という消極的なものから、「自分に関する情報をコントロールする権利」として理解されるようになったわけである。

2.2 プライバシーと情報技術

では、ネットワークにおいては、我々のプライバシーが脅かされつつあるというのは、どのような点なのだろうか。いくつか例を見てみよう。

(1) インターネットにおける電子メールは、TCP/IP と SMTP と呼ばれるプロトコルによって配送されるが、メールが暗号化されていないかぎり、この配送経路の多くの場所で盗聴が可能である。通常、コンピュータの管理者は、技術的には他人のメールも簡単に読むことができるし、また、インターネットはさまざまな組織とコンピュータの集合体であるため、PGP などの暗号ソフトウェアを利用しなければ、その配送上での機密性はまったく保証されていないと言ってよいだろう。

(2) 職場環境のネットワーク化も急速に進んだ。従業員の多くがメールアドレスを持ち、内外との連絡に用いている。多くの企業ではネットワークの管理を内部で行なっているため、ネットワーク管理者や雇主が、従業員が誰とどのような内容のメールを交換しているか、どのような Web を閲覧しているか、さらには、簡単な仕掛で、1日あたりの作成文書数やキーボードのタイ

ブ数まで、さまざまデータを本人に知られることなくチェックできるようになっている。電子ネットワークは、以前にもまして従業員のモニタリングを可能にしているのである。

(3) 人気のあるメールサービスなどでは、自分の氏名などの情報だけでなく、友人などの相手のメールアドレスや氏名なども要求されることがある。このようにして、膨大な個人情報がネットワーク企業の手に残っているわけである。企業による Web でのさまざまなサービスでは、多くの場合実名や住所、電話番号、生年月日等の入力が必要される。デパートやスーパーマーケットその他での買物をクレジットカードや電子カードなどによって行なえば、企業がこれらの購入情報を収集することもたやすい。

(4) ネットワーク上で我々が Web を読む際には、「クッキー」がサーバからブラウザに送られていることがある。「クッキー」は WWW サーバがクライアントに送信してくるデータで、そこには、入力した名前やパスワード、閲覧したページ、閲覧した日付等がおさめられている。これにより、一度その Web ページから離れていっても、再びアクセスした際にサーバがクライアントに保管しておいたクッキーを読み取ることで、個人（正確にはそのブラウザ）を特定し、再び以前の続きなどを行なうことを実現している。一度設定した Web ページの閲覧方法の保管や、掲示板に登録した名前や電子メールアドレスの保存、オンラインショッピングのページで、過去に購入したりした商品の情報などを記録しておくことができる。原理的に、このクッキーを持ちいて、サーバー側で、インターネット上のどのマシンがそのサーバーにアクセスしたのか、そのマシンは他にどのような WWW サーバを見ているのか、さらには、サーバーに入力した文字列（メールアドレスやパスワードなど、名前等）さえ保存し、それを利用することができる。

もし、なんらかの組織が、(3) や (4) で入手したデータを、名前や生年月日、住所などを鍵にしてつなぎあわせれば、ある人物が、どこに住み、誰と交際し、どんな車に乗り、どんな経済状態で、今月どのような食生活を送っているかまで、非常に詳しい輪郭を簡単に描くことができるようになる。これらの個人情報の利用は、ビジネスの上では有益であろう。市場調査会社や金融機関や政府などが我々の情報を収集分析し、その情報が我々がこれらの機関によってどう扱われるかを決定することになる。雇用状況や年収といった情報によって、我々の「信用」が決定され、我々が、例えば金融機関から融資を得られるかどうか決定される。我々はいまだに、誰が自分についての情報を入手し使うのかを決定することはできないのである。

2.3 プライバシーと他の価値の衝突

このような例を見れば、プライバシーあるいは個人情報のコントロールの重要性と、ネットワーク化によるプライバシーへの脅威は容易に理解される

だろう。しかし、プライバシーや個人情報の保護の必要性を論じる意見に、すなわち頷けないと考える人々もいる。というのは、表現の自由の場合と同様に、プライバシーの権利は、しばしば他の権利や義務、あるいは価値と衝突してしまうことがあるからである。

まず、個人情報の利用は、しばしば制度の効率化や不正の是正に非常に有益であり、時には必須でさえある。「プライバシーの権利」という名のもとに、各種の犯罪や脱税などの不正の温床が作られることは避けねばならない。

このようなプライバシーの保護に懐疑的な人々は、個人情報を厳重に保護しなければならないと考える人は、なにか隠すべきことを持っている人々だけなのではないかと疑うことがある。もし私がいかなる面でも法律を守り、借金をきちんと返済し、税金を正しく納めているならば、私は「個人情報の保護」などにそれほど関心を持つ必要はないのではないだろうか。なにか後ろ暗いところがあるひとが、プライバシーを要求するのではないか。そして、犯罪や脱税などの不正行為、あるいは青少年の非行等を防ぐことの方が、プライバシーの保護よりも重要なのではないだろうか。

さらに深刻な対立は、先にあげた言論・表現の自由との対立だろう。自由な言論表現活動は、他人のプライバシーを侵害してしまう可能性を常に含んでいる。また逆に、あまりに厳しい個人情報の保護は、我々の「知る権利」と衝突する。情報の流通を過度に妨げれば、経済活動を制限してしまうという見解もある。自由言論の擁護者のなかには、厳しいプライバシー規制は、組織が情報を伝達し交換する自由に反しており、一種の検閲に他ならないとまで主張する論者もいる。

また、他の責任や義務との葛藤もある。職場のモニタリングは従業員のプライバシーを脅かすという主張に対して、企業は従業員のメールを読む特権を持つという議論がある。従業員が使うコンピュータやネットワーク施設は会社の所有物であり、したがって、それが私的な用途に使われていないか調べる権利を持つ。つまり、所有権が、プライバシーの権利に優先するとされるのである。またさらに、企業はその従業員が内外に送信するメールの内容に責任があるとされるのであれば、企業はその責任を査読する責務があるとされるのである。

3 暗号と匿名の問題

ネットワークでの表現の自由とプライバシーの問題が交錯する領域として、ネットワークの匿名性について触れておこう。

ネットワークでの匿名性の問題をとりあげておこう。情報技術によってプライバシーが脅かされる一方、通信の秘密と匿名性を保証しようという動きも盛んである。PGP (Pretty Good Privacy) に代表される公開鍵による暗号を持ちいれば、メールの内容の秘密を保持することができる。アノニマス・リ

メイラーという仕組みは、メールから、個人を特定するメールアドレス等の情報を削除し、偽名をつける送信する。逆に、この偽名に送信されたメールは、もとのアドレスに返送する。この暗号を持ちいて、このリメイラーを数珠つなぎにすることによって、ユーザはほとんど完璧に匿名かつ秘密裡にメールを送受信することが可能になる。リメイラーとなるコンピュータには暗号の鍵は存在しない。また数珠つなぎに使われたリメイラーのすべてが通信記録を保存しないかぎり、誰が送信したメールであるかを特定することは不可能となる。実質的に、我々は匿名でメールの送受信を行なうことができるのである。匿名で参加できる Web 掲示板等も多く存在し、匿名プロキシサーバーを利用することによってさらに匿名性を向上させることができる。現在リメイラーや公開匿名サーバーは、さまざまな組織によって世界各地に設置され自由に利用できるよう公開されている。

このような秘密と匿名を確保する手段は、悪用される可能性が十分にある。匿名メールや匿名 Web 掲示板によって、いやがらせをしたり、他人のプライバシーや、企業秘密をあばいたり、知的財産権を侵害したりすることは容易であり、実際にそのようなケースはあとをたたない。また、もし犯罪者やテロリストが暗号とリメイラーを使えば、実質的にほとんど追跡が不可能になる。一般的に言って、ネットワークにおいて匿名による行動が不適切に用いられれば、社会的な害悪をもたらすことになる。それでもなお、我々はこのような電子的な秘密と匿名性が必要なのだろうか。

上のような悪用の危険にもかかわらず、我々は、匿名性が保護されるに値する理由をあげる主張が数多くなされている。不寛容な社会では、たとえば社会的に恥ずべきであるとされている病気について情報を交換しようとする際に匿名を必要とするかもしれない。組織の不正をあえて内部告発しようとする人々も、自分の身を守るために匿名が必要だろう。ネットワークにおける表現の自由とプライバシーを保持することは高いコストがかかるのである。

3.1 終りに:ユーザー教育と専門家倫理

インターネットが表現の自由とプライバシーに与える影響は技術的に高度な側面を含んでおり、一般市民が気づかなかつたり、理解しにくい点が少なくない。したがって、コンピュータおよびネットワークの専門家が、これらの問題に関心を持ち、発言することが社会的に非常に重要であることを強調しておきたい。ネットワークの設計・管理者、あるいはデータベースの設計者などは、そのシステムが人々の個人情報やプライバシーに関してどのような問題をもたらすのかをクライアントや雇用者などに十分周知させねばならない。また、表現の自由に関しても、スパムや安易な匿名の利用がどのような問題を引き起こすのかをエンジニアも理解しておかねばならないだろう。も

もちろん、クライアントや雇用主が、エンジニアの忠告や進言を無視して、安全でないシステムを作ることを決定したり、「表現の自由」をカサにして悪質な表現を行なおうとした場合に、それを拒否するべきかどうかは、専門家にとって非常に困難な選択になるだろう。より詳しくは『情報処理専門家の倫理』を参照していただきたい。

また、ネットワーク利用者に対する十分な教育が必要であることは言うまでもない。デボラ・ジョンソンは、不必要な情報は提供しない。盗聴されたくない内容はコードレスや携帯電話では話さない金融機関等との個人情報に関する契約内容を確認するもし融資等を断われたら、それがなぜかを問いあわせること、訪問調査や電話調査に応えた内容はデータバンクに蓄積されることを忘れないこと、何か買物をして保証書などを登録した場合、自分の名前がダイレクトメール会社に売られるかもしれない等の注意事項をあげている。今後はこれに加えて、ネットワーク上での自分のプライバシーをいかにして維持するかという知識も必要となることだろう。

4 参考図書

- 『中公世界の名著 J. S. ミル』 中央公論社
- 越智貢・水谷雅彦・土屋俊 『情報倫理学』 ナカニシヤ出版、2000。
- 加藤尚武 『現代倫理学入門』 講談社学術文庫
- Debrah G. Johnson, Coputer Ethics, 2nd Ed. Prentice Hall, 1994.
- Richard Spinello, Cyber Ethics, Jones and Bartlett, 2000.
-